

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年3月19日)

〔件名〕

- 1 鳥取県自転車活用推進アクションプログラム(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課)・・・2
- 3 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課)・・・3

生活環境部



鳥取県自転車活用推進アクションプログラム(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年3月19日  
環境立県推進課

自転車の多様な価値や魅力を県民に分かりやすく伝え、自転車の積極的な活用を通じて活力ある地域づくりに繋げることを目指す「鳥取県自転車活用推進アクションプログラム」の策定にあたり、県民の意見を幅広く反映させるため、パブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

【鳥取県自転車活用推進アクションプログラムについて】

- ・「鳥取県バイシクルタウン構想」(H25～R2)の成果及び自転車活用推進法の施行(H29.5)や社会環境の変化等を踏まえ、同構想を発展させた新たな計画として策定する。
- ・自転車活用促進法第10条に基づく「都道府県自転車活用推進計画」として位置づける。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間：令和2年2月27日(木)～3月12日(木)まで
- (2) 意見総数：計20件(意見者：個人3、企業・団体2)
- (3) 主な意見と対応方針

＜対応区分＞

意見を受けて新たに計画へ記載するもの(◎)、既に計画に記載済のもの(○)、参考意見とするもの(△)

項目	意見の概要	県の対応方針	対応
スポーツ・共生社会	県が整備した鳥取河原自転車道等の自転車道がある事を知っている県民は少なく、広報して利活用してもらう工夫をしていくべき。	計画に県が整備した自転車道の活用を呼びかける記載を行っている。今後、ホームページによる情報発信等を通じて県民の幅広い利活用を推進していく。	○
	タンDEM自転車の公道走行を早期に可能として欲しい。	計画にタンDEM自転車の利用状況や安全性等を考慮しながら、走行可能な路線の拡大について検討していくことを記載している。	○
観光振興・地域活性化	サイクルツーリズムの推進等により、魅力あるまちづくり、I・Uターン、新規創業の推進も見込まれる。KPIとして居住人口と新規創業の数を共有してはどうか。	自転車の活用に関する県民の意識・関心を高め、行動を呼びかけることを主目的とする計画であるため数値目標等は設定していない。なお、取組状況の分析等に当たっては、意見のような様々な観点も参考としていく。	△
	ナショナルサイクルルートに向けてのチャレンジやそのロードマップをプログラム内に明記すべき。	県の取組欄に、ナショナルサイクルルートの認定に向けた取組方針を記載する。	◎
交通安全・安全利用	自転車は車両の一部である事が浸透されていない。片手運転(ながらスマホ、傘さし等)の取締り強化や、安全運転の啓発活動が必要。	計画に安全利用の呼びかけや危険な違反行為の指導取締り等を行うことを記載している。なお、傘さし運転は特に幅広い世代への注意喚起が必要と思われることから、雨天時の安全利用を啓発する内容を追加して記載する。	◎
道路・交通・まちづくり	自転車は今後交通手段として大きな役割を果たすと思われる。シェアバイクの推進など、交通計画の側面として新たなモビリティ理念を伴った、鳥取県のまちづくりの基礎となる自転車活用推進アクションプランであってほしい。	計画に公共交通機関との連携についても記載しており、自転車の活用を通じて誰もが移動しやすい社会づくりを考えることを呼びかけている。なおシェアサイクルについては、一般に公共交通機関が発達した人口密集地が適地とされていることも踏まえつつ、導入事例の情報収集等を行っていく。	△
	自転車が点字ブロックの上にとめられているので啓発してもらいたい。	歩道駐輪の危険性や障がい者の安全通行に関する理解・心遣いの重要性について啓発する内容を追加して記載する。	◎
全般	このような施策は地域振興や移住施策、新規創業等の基礎作りに繋がる。未来の鳥取県の為の施策としての文言を盛り込んでほしい。	自転車の活用推進は、活力に満ちた地域社会の形成に繋がると考えられることから、計画において、本プランは自転車の多様な価値に着目しながら、県民と共に地域の発展に繋げていくための行動指針であると位置づけている。	○

2 今後のスケジュール(予定)

令和2年3月末 計画の策定及び公表

令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年3月19日  
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づく「令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定にあたり、地域の実情を勘案した計画とするためパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間：令和2年2月14日（金）～3月6日（金）（22日間）
- (2) 意見総数：延べ12件（団体2組、個人1名）
- (3) 主な意見と対応方針

寄せられた意見の多くは、既に計画に盛り込んでいる指導・支援内容に関するものであった。

対応の区分：意見を反映したもの（◎）、すでに計画に盛込んでいるもの（○）、その他（－）

項目	意見の内容	対応方針	対応
監視指導 ・食品検査	○食品を調理・提供する自動販売機に対しても衛生指導を実施してほしい。	・本計画では食品を調理・提供する自動販売機を監視指導の対象としており、検査時に自動販売機の管理及び設置状況が適切であるか確認している。	○
改正食品 衛生法対応	○HACCP導入指導にあたって比較的小規模な事業者の実情を踏まえ、丁寧な指導による導入推進を進めてほしい。	・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入にあたって小規模事業者が抱える課題に対応できるよう、HACCP導入研修会の開催や、衛生管理計画作成ツールを活用した導入を推進していく。	○
	○HACCP義務化に食品事業者が対応できるよう、制度説明や指導を計画的に実施してほしい。	・食品衛生監視員やと畜検査員による指導に加え、HACCP推進専門員による周知活動、導入研修会や食品衛生推進員による導入支援活動を実施し、全ての食品等事業者がHACCP義務化に対応できるよう、計画的な指導を行っていく。	○
その他	○「第2期総合戦略鳥取県令和新时代創生戦略（案）」でSDGsの概念が盛り込まれるが、食品衛生監視指導計画の「はじめに」にもSDGsを関連づけて明示してほしい。	・SDGsの推進は県政の重要な政策課題であると認識している。なお、本計画は、SDGsの理念を念頭に置きつつも、食品の安全性確保に特化した個別計画であることから、改めて明示することはない。	－
	○食鳥処理場における鳥インフルエンザ対応で、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会はスクリーニング検査を実施していないので修正してほしい。	・鳥取県食鳥肉衛生協会には鳥インフルエンザが疑われる異常鶏を見つけた場合、家畜保健衛生所へ速やかに連絡する役割を担っていただいていることから「食鳥処理場での高病原性鳥インフルエンザ発生（疑）時における関係機関との連携」と修正する。	◎
	○食品衛生監視員が積極的に参加している研修会等に全国食鳥肉衛生技術研修会は含まれていないのか。	・「第6 人材の育成及び資質の向上」における研修会一覧に全国食鳥肉衛生技術研修会を加える。	◎
	○食品ロスの削減につながる指導をしてほしい。	・本県では飲食店や小売店に「とっとり食べきり協力店」の登録を集って食品ロス削減につながる取組を推進している。（意見は担当課へ伝達済）	－

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年3月末 計画の策定及び公表

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年3月19日  
くらしの安心推進課

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)(案)」(以下「計画」という。)について、パブリックコメントでのご意見を踏まえた修正を行い、3月6日(金)に開催した鳥取県犯罪のないまちづくり協議会において、提示案のとおり策定することが妥当との答申をいただいたので報告する。

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間：令和2年2月17日(月)～3月2日(月)
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、ウェブページ応募フォーム、県民参画協働課等に設置した意見箱、市町村役場窓口
- (3) 意見総数：33件(11名)
- (4) 意見の概要  
寄せられた意見は概ね肯定的なもので、犯罪被害者等支援に関する意見が多かった。(28件)

2 主な意見と計画への反映状況等

対応の区分は、反映した(◎)、すでに盛込済(○)、今後検討(△)

項目	主な意見	対応内容	対応
数値目標	推進施策の数値目標に、「性暴力被害者支援員の研修回数」を入れるべき。	数値目標に、性暴力被害者支援センターとつとりが実施する「性暴力被害者支援員の研修回数」を追加した。	◎
	計画を実効あるものとするため、可能な限り数値目標を取り入れることが必要。	第4期計画に比べ、3項目の数値目標を追加し、計17項目とした。	◎
子どもの良好な環境	SNSの利用による子どもや若者の被害防止のための広報啓発活動を強化してほしい。	「スマートフォン等におけるインターネット利用に関する教育啓発の推進」として計画に盛込済であり、引き続きSNSを適切に利用できるような啓発を進める。	○
犯罪被害者等支援	支援員自身が心身に支障を来す場合があるので、心のケアのための支援等をしてほしい。	「犯罪被害者等支援団体の支援員のメンタルケアに資する研修実施」を追加した。	◎
	スクールソーシャルワーカー等に対し犯罪被害者が受ける心理等の研修をすべき。	「被害者となった児童生徒の心理面を理解し適切な対応を行う教育相談体制を整え、研修を行う」旨を追加した。	◎
	学校等において、性教育の充実、啓発の取組を推進してほしい。	「医師、助産師等の専門家や家庭等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の充実を図る」旨を追加した。	◎
	「身体的被害と精神的被害の回復・軽減及び適切な対応」を関係する箇所に全て記載し、支援を実施すべき。	身体的被害と精神的被害の回復・軽減及び適切な対応について、関係する全ての箇所に明記した。	◎
	犯罪被害者の日常生活支援の充実のためには、各市町村で犯罪被害者支援条例の制定等が必要である。そのため、市町村職員等に対する研修会をさらに充実し、バックアップすること。	犯罪被害者等支援に関する条例制定の数値目標を全19市町村として定めるとともに、「市町村への情報提供・取組支援」の項目に条例制定の推進について盛込済である。今後も引き続き研修会を開催するとともに、支援条例制定について市町村に対する働きかけを行う。	○
	「犯罪被害者に対する見舞金や無利子貸付金」制度の創設や、市町村に対して同様の制度創設の働きかけを行うべきである。	他県の犯罪被害者支援制度の状況について調査を行った上で、市町村、県警、犯罪被害者等支援団体等と協議の上、支援制度の創設について検討を行う。	△
	県営住宅への優先入居に関連し、引越費用の支援等を盛り込めないか。		△

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年3月下旬 計画の策定及び公表

